

いわての森林づくり県民税
情報発信業務

業務実施要領

令和 3 年 7 月
岩 手 県

いわての森林づくり県民税情報発信業務 業務実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

いわての森林づくり県民税情報発信業務

(2) 業務目的

いわての森林づくり県民税（以下「県民税」という。）の趣旨及び県民税を財源として実施している取組やその成果等を県民に広く周知し、県民の森林環境保全等に関する意識の向上を図るとともに、森林所有者等に対し県民税事業の内容を周知し、県民税事業の活用を促すことを目的とする。

《業務の主眼・コンセプト》

- 県民が「森林を守ることによって守られ（※1）、豊かに暮らすことができる（※2）」意識を醸成すること。
また、当事者意識を養い、県民参加促進や森林を守るメリットの働き掛け等の発信を強化すること。
※1 「伐る、使う、植える、育てる」森林の循環利用による公益性
※2 水源の涵養（生活用水、農業用水、工業用水）、CO2削減、レクリエーション等
- 森林・林業のイメージアップや「山林」という資産価値の形成、誇り醸成、木材の魅力発信につながる内容とすること。
- 県産木材の生産・活用の現場や生産物などについても情報発信し、PRの強化を図ること。
- 本県は、林業が全国2位であることから、林業が注目を集めるよう、また、林業を元気にすることができるような情報発信の内容となるよう工夫すること。

【参考ホームページ】 岩手県公式ホームページ > 産業・雇用 > 林業（木材、いわての森林づくり県民税、森林整備等）

(3) 業務内容

- ア テレビCM、新聞広告及びウェブ媒体による情報発信
- イ 一般県民及び森林所有者向け周知チラシ製作・配布
- ウ その他、応募者が企画提案する内容による情報発信

(4) 事業主体

岩手県（担当課：農林水産部林業振興課）

(5) 委託先

企画コンペ実施要領に記載する応募資格を有する者

(6) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

2 委託料上限額

8,382,000円以内（税込）

3 契約方法

(1) 契約方法

企画競争による随意契約

(2) 契約根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さない契約）

(3) 随意契約理由

本事業の実施にあたり、事業効果を十分に確保するためには、予算の範囲内で最も情報発信効果の高い業務内容を提案する業者を選定し、契約することが適当であると認められるため。

4 募集概要

- (1) **募集方法**
資料2「企画コンペ実施要領」のとおり。
- (2) **募集期間**
令和3年8月19日（木） 午後5時まで
- (3) **審査・選考**
別途設置する「企画提案選考委員会」において、別途定める審査要領に基づき審査、選考する。
- (4) **結果通知方法**
応募者あて通知するとともに、県ホームページで公表する。